

# 第111回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 事業報告

企業集団の現況に関する事項

対処すべき課題

財産及び損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な営業所及び工場

従業員の状況

主要な借入先及び借入額

会社の株式に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## 連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

# JUKI 株式会社

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 対処すべき課題

#### (環境認識と課題)

2025年12月期における事業環境は、ウクライナや中東等における紛争の継続、資源高や世界的なインフレ等による諸コストの高騰、中国経済の回復遅延や設備投資の抑制に加え、米国の関税政策や日中の政治対立等、外部環境の不確実性から、依然として不透明な状況が継続しました。

市場においては中国企業との価格競争の激化、顧客においては自動化・省力化ニーズの高まり、これらを踏まえたビジネスモデルの構築が課題となっております。

また、AI/ロボティクス/IoE等の技術革新の加速や、サステナビリティ（脱炭素社会/環境負荷低減/人材流動/品質・安全/自動化/コーポレートガバナンス/人権尊重）への社会的ニーズが更に高まっております。

これらの環境変化を受けて、2025年より5か年中期計画「Building Sustainable JUKI」の推進をしております。本計画は、急速に変化する事業環境を踏まえ、当社の強みを生かした事業競争力の強化と、持続的な成長の実現を目指しております。また外部環境の変化や自社施策の進捗状況を適切に反映するため、当社グループは本中期計画を毎年見直す方針としており、柔軟かつ機動的な事業運営を図っております。

#### (中期計画のビジョン)

最初の3か年で「“JUKIらしさ”を發揮し存在感のある戦略パートナー」となることを目指し、成長分野へのシフトにより新たなビジネスモデルを構築いたします。また、残りの2か年では「衣」と社会の未来を支える唯一無二のソリューションパートナーとなることを目指し、当初3年間で育てたビジネスモデルを更に深化し、持続的な成長を遂げることを目指してまいります。

#### (戦略)

中期計画初年度である2025年における事業環境の変化、ビジネスモデルの変革の進捗状況や課題、サステナビリティ課題への対応状況を踏まえ、一部戦略の見直し、節目となる各フェーズにおける目標値の見直しを実施しました。基本方針とそれぞれの戦略は以下のとおりです。

##### 基本方針

- 1) 2大事業を軸とした成長
- 2) コスト競争力と財務基盤の強化
- 3) ESG経営の実践

### 1) 2大事業を軸とした成長

縫製事業及び産機事業の2大事業を成長の軸とし、持続的な成長を目指しております。

縫製事業は、IoTの融合によるソリューション提案でハイエンド顧客（グローバル100）の囲い込みを加速することで、他社との差別化を図ってまいります。また欧米の職業用マシン等で強みを持つ家庭用マシンの拡大を進めます。

また産機事業のうち産業装置事業においては、重点領域・地域を絞った戦略「グローバルニッチ戦略」に転換します。また、主力事業の産業装置事業に加えて、受託事業においては当社の技術力を活かし高収益分野に注力しつつJUKI「第3の柱」を探索すべく取り組みを強化します。

### 2) コスト競争力と財務基盤の強化

当社グループは、不確実性の高まる事業環境を踏まえ、コスト競争力および財務基盤の強化に取り組んでまいります。コスト競争力の強化に向けては、グローバル調達最適化やサプライヤーと連携したVE活動、生産工程の自動化、ストックポイント削減や直送化を含む物流最適化、システムの統廃合、AI活用による業務DX等を推進してまいります。また在庫削減や売上債権の回収促進による運転資本の適正化を通じて収益力の向上を図るとともに、有利子負債の削減や保有資産の定期的な保有方針の見直しを進めることで、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

### 3) ESG経営の実践

ESG経営の実践は、持続可能な社会の実現に向けて企業が果たすべき重要な責任であると認識しております。事業活動を通じてマテリアリティへの対応を進めることで、社会課題の解決に貢献し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。主要なテーマとしては「カーボンニュートラルの実現」、「人事グランドデザインの実行」、「サステナブル調達」、「品質経営の徹底」、「ガバナンスの強化」としてまいります。

## (目標)

従来の売上偏重から利益重視とした経営の進捗、事業戦略の進捗を踏まえ、目標値の見直しを行いました。売上・利益目標の変更概要は以下のとおりです。今後もより利益重視の経営を進めてまいります。

達成年度	売上・利益目標値	修正値	修正前	差異
フェーズ1 2027年迄	売上高	1,000億円	1,310億円	△310億円
	経常利益	80億円	50億円	+30億円
フェーズ2 2029年迄	売上高	1,250億円	1,560億円	△310億円
	経常利益	150億円	150億円	0億円

上記見直しを踏まえ最終年度の2029年のキャッシュコンバージョンサイクルは売上高の7.0か月まで短縮（うち売上債権3.0か月、在庫5.0か月）、有利子負債は510億円まで削減し、自己資本比率は40%、ROEは23%を目指してまいります。

## (資本コストや株価を意識した経営)

上記中期計画の推進を通じ、当社は資本コストや株価を意識した経営の強化に取り組んでおります。現状、ROEは改善傾向にあるものの、株主資本コストを十分に上回る水準には至っておらず、PBRは1.0倍を下回っており、株主・投資家の皆様の期待に十分応えられていないと認識しています。

この認識のもと、ROEのさらなる改善及びPBR1.0倍以上の早期達成に向け、最優先課題は収益力の向上による利益の拡大であると考えています。2大事業を中心とした収益改善の加速に取り組むとともに、資本効率の最大化に向けた施策を推進し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、株主・投資家との建設的な対話を一層強化するため、個人投資家・機関投資家向け説明会の実施拡大や、Webサイト及び統合報告書等を通じた情報開示の充実に取り組んでまいります。

当社グループはこれらの課題に一丸となって取り組み、株主の皆様のご期待にお応えできますよう努めてまいります。今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第108期	第109期	第110期	第111期
	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	117,454 <sup>百万円</sup>	94,750 <sup>百万円</sup>	95,185 <sup>百万円</sup>	88,761 <sup>百万円</sup>
経 常 損 益	1,163	△3,684	△3,327	1,412
親会社株主に帰属する 当期純損益	△78	△7,035	△3,235	1,399
1株当たり当期純損益	△2.66 <sup>円</sup>	△238.54 <sup>円</sup>	△109.00 <sup>円</sup>	46.96 <sup>円</sup>
総 資 産	145,169 <sup>百万円</sup>	139,304 <sup>百万円</sup>	142,219 <sup>百万円</sup>	120,594 <sup>百万円</sup>
純 資 産	37,482	32,370	32,234	32,687
1株当たり純資産	1,250.84 <sup>円</sup>	1,069.34 <sup>円</sup>	1,049.72 <sup>円</sup>	1,083.78 <sup>円</sup>

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第108期	第109期	第110期	第111期
	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期 (当事業年度)
売 上 高	61,565 <sup>百万円</sup>	35,991 <sup>百万円</sup>	37,732 <sup>百万円</sup>	38,844 <sup>百万円</sup>
経 常 損 益	2,017	△3,734	△2,033	2,011
当 期 純 損 益	1,856	△5,393	△2,510	4,143
1株当たり当期純損益	63.24 <sup>円</sup>	△182.87 <sup>円</sup>	△84.58 <sup>円</sup>	139.06 <sup>円</sup>
総 資 産	105,175 <sup>百万円</sup>	100,887 <sup>百万円</sup>	105,269 <sup>百万円</sup>	83,256 <sup>百万円</sup>
純 資 産	29,181	23,451	20,519	24,445
1株当たり純資産	993.56 <sup>円</sup>	793.68 <sup>円</sup>	690.05 <sup>円</sup>	819.58 <sup>円</sup>

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

### (3) 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
縫製事業	工業用ミシン及び家庭用ミシンの製造・販売、パーツ販売
産機事業	産業装置（マウンタ等）の製造販売・保守サービス及び受託加工事業

### (4) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
J U K I 株式会社	本社	東京都
	大田原工場	栃木県
J U K I 産機テクノロジー(株)	本社工場	秋田県
J U K I 販売(株)	本社	東京都
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール
重機（中国）投資有限公司	本社	中国、上海市
重機（上海）工業有限公司	本社工場	中国、上海市
JUKI AMERICA, INC.	本社	アメリカ、フロリダ
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	本社	ポーランド、ワルシャワ
JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	本社工場	ベトナム、ホーチミン
重機（廊坊）工業有限公司	本社工場	中国、河北省

## (5) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

(2025年12月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
縫製事業	2,061名	562名減
産機事業	1,503名	196名減
その他の事業	72名	28名減
全社(共通)	192名	7名減
合計	3,828名	793名減

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
848名	53名増	47.2歳	18.4年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。また、2025年12月31日付で当社が吸収合併したJUKIオートメーションシステムズ(株)より93名、及びJUKIテクノソリューションズ(株)より47名の従業員数を含んでおります。

## (6) 主要な借入先及び借入額

(2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,520
みずほ信託銀行株式会社	8,387
三井住友信託銀行株式会社	8,029
株式会社広島銀行	4,415
株式会社日本政策投資銀行	3,514
株式会社商工組合中央金庫	2,993
株式会社常陽銀行	2,877
株式会社秋田銀行	2,363

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,874,179株 （自己株式 47,855株を含む）
- (3) 株主数 15,390名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,839	12.87
株 式 会 社 P E G A S U S	1,045	3.51
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	938	3.15
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	893	3.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	732	2.45
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	569	1.91
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	511	1.72
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	460	1.54
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	401	1.34
J U K I 取 引 先 持 株 会	394	1.32

(注) 持株比率は自己株式（47,855株）を控除して計算しております。

- (5) 当該事業年度に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	47,432株	3名
役付執行役員及び エグゼクティブオフィサー	55,592株	20名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役堀裕氏、渡辺淳子氏、二瓶ひろ子氏、社外監査役竹中稔氏、米山貴志氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の役員（取締役、監査役、役付執行役員、エグゼクティブオフィサー）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことや犯罪行為に起因する損害等は補填の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「招集ご通知の2. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、当社との間には特記すべき関係はございません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	堀 裕	当期開催の取締役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士として長年培われた専門的な法律知識及び実業界における他社の取締役経験から、当社及びグループ会社の経営等に関する客観的かつ的確な助言・提言を積極的に行っております。
	渡辺 淳子	当期開催の取締役会13回のすべてに出席いたしました。企業経営者としてダイバーシティ経営、事業経営等の豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識と監督能力を背景に、当社及びグループ会社の経営等に関する客観的かつ的確な助言・提言を積極的に行っております。
	二瓶 ひろ子	当期開催の取締役会13回(社外監査役就任時2回を含む)のすべてに出席いたしました。弁護士として培われた専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の幅広い経験と実業界における他社の取締役・監査役経験から、コンプライアンス面をはじめとする的確な助言と提言を積極的に行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	竹 中 稔	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	米 山 貴 志	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬            | 80百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 84百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において、2026年2月12日に確認された事項は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUK I企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。

- ② 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
  - ③ 当社及び当社の子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
  - ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。
- (3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ① 「リスク管理規定」を定め、当社及びグループ会社全体のリスクの管理を行う。
  - ② 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
  - ③ リスクが危機に転じた場合、その規模に応じて「危機対応規定」に基づき「危機対策本部」あるいは「危機対応タスクフォース」を設置し迅速な対応措置を執る。
- (4) 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度及びエグゼクティブオフィサー制度（エグゼクティブオフィサー（役付執行役員を除く執行役員に相当する役員））を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員・エグゼクティブオフィサーに移譲し、職務執行の迅速化に努める。
  - ② 「取締役会規定」及び「権限規定」に沿って取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
  - ③ 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、社長が決定を行う。
  - ④ サステナビリティに関する全社方針や目標の策定については、サステナビリティ推進委員会にて審議・決定し、それらを実践するための体制の構築・整備、及び各種施策のモニタリングを行う。
  - ⑤ 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。
- (5) 当社の使用人並びにグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
  - ② 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。

- ③ 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
  - ④ 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
  - ⑤ 当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
  - ⑥ 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。
  - ⑦ 当社並びにグループ会社の社員及び取締役等による法令違反行為又はそのおそれのある行為等に対応するため、「公益通報者保護法」に基づく「公益通報規定」を定め、通報の受付、調査、是正に必要な措置に努めています。
- (6) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① グループ会社は、「グループ経営会議」において、経営方針・経営計画について当社に報告を行い、チェックと調整をする。
  - ② グループ会社は、「グループ会社管理規定」に従い、当社に定期的及び必要に応じ報告を行う。
  - ③ グループ会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに当社の内部統制・コンプライアンス担当役員に報告する。
- (7) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- ① 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
  - ② グループ会社における経営資源配分の意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
  - ③ グループ監査部は、当社及びグループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。
- (9) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べる事が出来る。

- ② 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を速やかに収集する。
- (10) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に出席し、自ら必要な情報を収集する。
  - ② 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
  - ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接当社の担当部門並びにグループ会社の取締役等及び使用人からその報告を受ける。
- (11) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役への報告をした者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規定」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年監査役計画する予算を計上する。
  - ② 前号の予算外であっても、監査役が監査の実効性を確保するために必要と判断する費用の発生が見込まれる場合は、適切に対応する。
- (13) 監査役監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- ① 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
  - ② 監査役は、必要に応じてグループ監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
  - ③ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

- ・「コンプライアンス規定」に則り、グループ会社も含め、コンプライアンス体制の運用の徹底を図っています。
- ・グループ社員にも分かりやすく、シンプルで普遍性のある内容に見直した「JUKIグループ社員行動規範」を配布し、グループ社員一人ひとりまでコンプライアンスの徹底を図っています。
- ・「反社会的勢力に関する宣言文」を掲示、契約書の条項にも反映させています。
- ・「公益通報規定」を定め、通報の受付、調査、是正に必要な措置を講じています。

### (2) リスク管理体制

- ・「リスク管理規定」に則り、「リスク管理会議」を原則四半期ごとに1回開催し、グループ会社も含めたリスク抽出、リスク評価及び対策を実施しました。
- ・「危機対応規定」に基づき、危機発生の地域、規模や内容に沿って「危機対応タスクフォース」、「危機対策本部」を立ち上げ対応し、取締役会に報告、審議するなど改善をしています。

### (3) 取締役の職務の執行体制

- ・「取締役会規定」「役付執行役員規定」「エグゼクティブオフィサー規定」「権限規定」及び「組織規定」において、職務の執行が迅速にかつ効率的に行われるよう努めています。
- ・「経営戦略会議」を原則月1回開催し、重要事項に掛かる迅速な意思決定を行っています。
- ・「サステナビリティ推進委員会」を原則年4回開催し、サステナビリティに関する方針・計画・施策の審議決定、進捗確認を行い、取締役会などに報告・提案を行っています。

### (4) グループ会社管理体制

- ・「組織規定」「グループ会社管理規定」において、報告体制、機能別組織による経営管理体制を定めており、当事業年度において1回「グループ経営会議」を開催し、グループ会社の経営方針・経営計画の報告を行い、運用状況のチェックと調整を行いました。

(5) 内部監査

- ・当社及びグループ会社の内部監査を内部監査計画に則り実施しました。
- ・グループ会社及び拠点を対象に主要項目や個別テーマを軸とした自己評価を実施し、その結果をもとに改善指導を行いました。

(6) 監査役の活動に関わる体制

- ・監査役を補佐する組織として「監査役室」を設置し、必要な情報収集を行っています。
- ・監査役は、3ヵ月に一度代表取締役との意見交換を行っています。
- ・監査役は、公認会計士とは、会計監査に関し定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しています。



# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,761
売上原価	62,587
販売費及び一般管理費	26,174
営業利益	23,511
営業外収益	2,662
受取利息	62
受取配当金	124
受取手数料	32
貸倒引当金戻入益	33
助成金収入	86
リース収入	40
為替差益	357
その他	298
営業外費用	1,036
支持外払法	1,869
その他	184
経常利益	232
特別利益	2,286
固定資産売却益	293
投資有価証券売却益	2,687
関係会社譲渡益	70
特別損失	269
固定資産除売却損	28
投資有価証券評価損	16
子会社株式売却損失	656
減損損失	379
事業構造改革費用	1,522
税金等調整前当期純利益	2,603
法人税、住民税及び事業税	779
法人税等調整額	△81
当期純利益	698
非支配株主に帰属する当期純利益	1,431
親会社株主に帰属する当期純利益	32
	1,399

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,044	1,798	4,549	△143	24,248
当 期 変 動 額					
剰余金の配当 親会社株主に帰属する 当期純利益			1,399		1,399
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△54		103	49
連結範囲の変動 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		59	△484		△424
当 期 変 動 額 合 計	—	4	914	103	1,023
当 期 末 残 高	18,044	1,802	5,463	△39	25,271

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	546	6,084	334	6,965	1,020	32,234
当 期 変 動 額						
剰余金の配当 親会社株主に帰属する 当期純利益					—	1,399
自己株式の取得					—	△0
自己株式の処分					—	49
連結範囲の変動 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△266	512	△158	87	△658	△570
当 期 変 動 額 合 計	△266	512	△158	87	△658	452
当 期 末 残 高	279	6,596	176	7,053	362	32,687

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

連結子会社はJUKI産機テクノロジー(株)、JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(中国)投資有限公司、重機(上海)工業有限公司、他15社であります。(株)鈴民精密工業所及びJUKI金属(株)は、当社が保有する同社の全株式を譲渡したため、上海重機ミシン有限公司は、清算終了により連結子会社から除外しております。また、JUKIオートメーションシステムズ(株)及びJUKIテクノソリューションズ(株)につきましては、当社が吸収合併しております。

#### ② 主要な非連結子会社の名称等

JUKI MACHINERY VIETNAM CO., LTD.等の非連結子会社5社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、連結の範囲に含めておりません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社名 ESSEGI AUTOMATION S.r.l.

非連結子会社5社及び(株)ニッセン他1社の関連会社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、持分法の適用範囲に含めておりません。A Iメカテック(株)につきましては、当社が保有する同社の全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、JUKI INDIA PVT. LTD. (3月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、JUKI INDIA PVT. LTD.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品…主として総平均法又は先入先出法

原材料及び貯蔵品…主として総平均法又は最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。在外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

当社及び国内連結子会社は定額法によっております。なお、機器と一体となって販売されるソフトウェアは有効期間（3年）に基づく每期均等額以上、自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

###### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

連結子会社4社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

縫製事業においては、主に工業用ミシン及び家庭用ミシンの製造販売を行っております。一方、産機事業においては、主にマウンタ等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、当該製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の均等償却を行っております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生会計年度に一括償却しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効 果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損損失

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	20,840百万円
無形固定資産	3,719百万円
減損損失	379百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 算出方法

当社グループでは、当社及び連結子会社の事業部門を一つのグルーピング単位として、資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候を識別した場合には、資産グループが生み出す将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、当社及び連結子会社の一部資産グループに関して減損損失を計上しております。

###### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画等を基礎としておりますが、これには需要回復に関する一定の仮定等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

###### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

建物及び構築物	2,286	百万円
機械装置及び運搬具	196	百万円
土地	2,367	百万円
無形固定資産	153	百万円
担保定期預金	1,582	百万円
計	6,586	百万円

うち財団抵当に供している資産 3,844 百万円

(担保に係る債務)

短期借入金	30,075	百万円
長期借入金	12,108	百万円
計	42,184	百万円

うち財団抵当に対応する債務 40,073 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,823 百万円

減損損失累計額については、減価償却累計額に含めております。

(3) 金融取引として会計処理した資産及び負債

「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号)に基づき、金融取引として会計処理をした資産及び負債は、次のとおりであります。

建物	5,585	百万円
土地	3,067	百万円
長期借入金	5,477	百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

29,874,179株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	138,456	19,810	110,411	47,855

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

135株

譲渡制限付株式報酬制度退任者の無償取得による増加

19,675株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役等への譲渡制限付株式報酬としての割当てによる減少

110,411株

(3) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	298	10.00	2025年12月31日	2026年3月31日

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金は主として金融機関からの借入により調達しており、また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権（受取手形及び売掛金等）に係る顧客の信用リスクは、担当部署での与信管理規程に沿って、貸倒リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は含めておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	557	557	—
(2) 長期借入金（*2）	(21,622)	(21,618)	(3)

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記（3）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 1,568百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	557	—	—	557

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(21,618)	—	(21,618)
負債計	—	(21,618)	—	(21,618)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	アジア	中国	インド	米州	アメリカ	欧州	その他	合計
縫製事業	5,659	17,756	14,177	9,194	2,054	8,622	7,731	1,420	66,616
産機事業	9,217	2,032	4,400	453	635	2,668	2,393	46	21,847
その他	297	—	—	—	—	—	—	—	297
計	15,175	19,789	18,577	9,647	2,689	11,290	10,124	1,466	88,761

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	20 百万円
契約資産（期末残高）	484 //
契約負債（期首残高）	2,265 //
契約負債（期末残高）	1,208 //

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,083円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円96銭    |

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>38,006</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,330</b>
現金及び預金	7,450	支払手形	8
受取手形	483	電子記録債権	717
売掛金	11,867	買掛金	4,587
商品及び製品	6,348	短期借入金	30,887
仕掛品	1,746	関係会社短期借入金	5,866
原材料及び貯蔵品	74	リース債権	22
未収収益	188	未払金	619
短期貸付金	1,517	未払費用	900
未収入金	7,052	未払法人税等	398
その他の金	1,277	契約負債	103
<b>固定資産</b>	<b>45,250</b>	預り金	147
<b>有形固定資産</b>	<b>11,301</b>	設備関係電子記録債権	35
建物	6,460	その他の	34
構築物	69	<b>固定負債</b>	<b>14,481</b>
機械及び装置	341	長期借入金	11,667
車両運搬具	1	リース債権	24
工具、器具及び備品	180	退職給付引当金	2,469
土地	4,188	繰延税金負債	77
リース資産	36	その他の	242
建設仮勘定	24	<b>負債合計</b>	<b>58,811</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,175</b>	<b>純資産の部</b>	
特許権	404	<b>株主資本</b>	<b>24,165</b>
ソフトウェア	2,457	資本金	18,044
ソフトウェア仮勘定	239	資本剰余金	2,094
リース資産	10	資本準備金	2,094
その他の	63	利益剰余金	4,066
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,773</b>	利益準備金	798
投資有価証券	628	その他利益剰余金	3,267
関係会社株	20,965	繰越利益剰余金	3,267
出資	352	自己株	△39
関係会社出資	7,165	<b>評価・換算差額等</b>	<b>279</b>
関係会社長期未収入金	3,412	その他有価証券評価差額金	279
破産更生債権等	17	<b>純資産合計</b>	<b>24,445</b>
長期前払費用	20	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>83,256</b>
その他の	646		
貸倒引当金	△2,435		
<b>資産合計</b>	<b>83,256</b>		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,844
売上原価	31,472
販売費及び一般管理費	7,372
営業外収益	7,486
営業外費用	114
受取利息及び配当金	2,161
受取手数料	591
為替差益	197
その他	478
営業外費用	3,429
支払利息	1,150
その他	152
経常利益	1,303
特別利益	2,011
固定資産売却益	122
投資有価証券売却益	2,798
抱合せ株式売却益	1,396
関係会社株式売却益	115
特別損失	4,432
固定資産除却損	2
投資有価証券評価損	16
関係会社株式評価損	55
関係会社株式売却損	731
減損損失	238
事業構造改革費用	817
税引前当期純利益	1,861
法人税、住民税及び事業税	438
当期純利益	4,582
	438
	4,143

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	18,044	2,094	—	2,094	798	△821	△22
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						4,143	4,143
自己株式の取得							
自己株式の処分			△54	△54			
自己株式処分差損の振替			54	54		△54	△54
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	4,088	4,088
当 期 末 残 高	18,044	2,094	—	2,094	798	3,267	4,066

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△143	19,973	546	546	20,519
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		4,143		—	4,143
自己株式の取得	△0	△0		—	△0
自己株式の処分	103	49		—	49
自己株式処分差損の振替		—		—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	△266	△266	△266
当 期 変 動 額 合 計	103	4,192	△266	△266	3,925
当 期 末 残 高	△39	24,165	279	279	24,445

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品……………総平均法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しております。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～50年

構 築 物 10～50年

機械及び装置、車両運搬具 3～15年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法により償却しております。なお、機器と一体になって販売されるソフトウェアは有効期間（3年）に基づく每期均等額以上、自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生した事業年度に一括償却しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

縫製機器&システム事業においては、主に工業用マシン及び家庭用マシンの製造販売を行っております。これらの製品の販売については、当該製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間

が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	長期借入金
為替予約	外貨建債権（予定取引を含む）

ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、財務担当部門の管理のもとに実需の範囲内での取引（予定取引を含む）に限定し、将来の金利変動及び為替変動のリスク回避のためのヘッジを目的としております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で金利変動又は為替変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通じて当初決めた有効性の評価方法を用いて、決算日毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。なお、為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるためヘッジ有効性の評価は省略しております。また、特例処理による金利スワップについても有効性の評価を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の均等償却を行っております。

④ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	238百万円
------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では、事業部門を一つのグルーピング単位として、資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候を識別した場合には、資産グループが生み出す将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。当事業年度において、当社の一部資産グループに関して減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画等を基礎としておりますが、これには需要回復に関する一定の仮定等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額)	— 百万円
繰延税金負債 (純額)	77百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得を見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、需要回復等に関する一定の仮定に基づいて策定した中期経営計画等を基礎とする課税所得の見積りであります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

建	物	210百万円				
構	築	物	8百万円			
機	械	及	び	装	置	0百万円
土	地	637百万円				
担	保	定	期	預	金	1,582百万円
計						2,438百万円

うち財団抵当に供している資産 856百万円

(担保に係る債務)

短	期	借	入	金	24,460百万円
長	期	借	入	金	10,999百万円
計					35,459百万円

うち財団抵当に対応する債務 35,459百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,221百万円

### (3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入金債務に対し、保証を行っております。

JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	7,514百万円
JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	3,050百万円
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO. O	1,442百万円
計	12,008百万円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	20,066百万円
短期金銭債務	3,928百万円

### (5) 金融取引として会計処理した資産及び負債

「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号）に基づき、金融取引として会計処理をした資産及び負債は、次のとおりであります。

建物	5,585 百万円
土地	3,067 百万円
長期借入金	5,477 百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分表示したものを除く）

売上高	36,905百万円
仕入高	29,012百万円
その他の営業取引高	1,880百万円
営業取引以外の取引高	3,274百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	47,855株
------	---------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	54百万円
退職給付引当金	636
貸倒引当金	745
減損損失	137
棚卸資産評価損	289
関係会社株式評価損	2,268
関係会社出資金評価損	199
繰越欠損金	3,100
その他	1,463
計	<u>8,897</u>
評価性引当額	<u>△8,897</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債との相殺	—
繰延税金資産の純額	<u><u>—百万円</u></u>

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>77百万円</u>
繰延税金負債計	<u>77</u>
繰延税金資産との相殺	—
繰延税金負債の純額	<u><u>77百万円</u></u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権又は債務	
						科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	16,589	売掛金	4,593
				子会社清算支援	575	未払費用	21
				債務の保証	7,514	—	—
	重機(中国)投資(有)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	4,999	売掛金	1,409
				資金の貸付	2,824	未収入金	2,189
				資金の回収	4,027	短期貸付金	715
				利息の受取	67	—	—
	重機(上海)工業(有)	所有 直接 22.7% 間接 77.3%	当社製品の 造	製品の購入	4,400	買掛金	559
	JUKIテクノソリューションズ(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 造	資金の借入	207	—	—
				資金の返済	194	—	—
				利息の支払	18	—	—
	JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	4,353	売掛金	2,903
				債務の保証	1,442	—	—
	JUKI INDIA PVT. LTD.	所有 直接 96.23% 間接 3.77%	当社製品の 販売保守	製品の販売	1,393	売掛金	1,251
J U K I 販 売 (株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	3,129	売掛金	1,952	

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権又は債務	
						科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	JUKI AUTOMATION SYSTEMS GMBH	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	1,390
	JUKIオートメーションシステムズ(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の購入	— (*)	—	—
				資金の貸付	1,695	—	—
				資金の回収	2,718	—	—
				利息の受取	103	—	—
	JUKI産機テクノロジー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	製品の購入	130	買掛金	1,420
				担保の受入	(注3)	—	—
	JUKI AMERICA, INC.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	6,233	売掛金	1,199
				—	—	未収入金	108
				資金の借入	2,346	短期借入金	4,043
				利息の支払	86	—	—
	JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	製品の購入	9,638	買掛金	708
				債務の保証	3,071	—	—
	JUKI (HONG KONG) LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	資金の借入	816	短期借入金	1,466
利息の支払				46	—	—	
JUKI SMT ASIA CO., LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	46	
					関係会社 長期未収入金	1,429	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売上及び仕入等については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付、借入については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の不動産の担保提供（根抵当権設定極度額11,640百万円）を受けております。なお、担保提供料は支払っておりません。
4. JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、JUKI CENTRAL EUROPE SP.ZO.O.、JUKI (VIETNAM) CO., LTD.への債務保証は銀行からの借入金につき行ったものであります。なお、一定の債務保証料を収受しております。
5. 上表に記載した関係会社長期未収入金（貸倒懸念債権）に対し2,419百万円の貸倒引当金を計上しております。これらの引当金に関連し、当事業年度において合計126百万円の貸倒引当金繰入を計上しております。
6. JUKIオートメーションシステムズ(株)及びJUKIテクノソリューションズ(株)につきましては、2025年12月31日付で当社が吸収合併しております。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (\*) 当社は、2013年8月1日より産業装置事業においてJUKIオートメーションシステムズ(株)の代理人として販売取引を行っているため、損益計算書において、当該販売取引高と購買取引高を相殺表示しております。
- なお、JUKI AUTOMATION SYSTEMS GMBHへの販売取引高は1,122百万円、JUKIオートメーションシステムズ(株)からの購買取引高は8,674百万円であります。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 819円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 139円06銭 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

JUKI株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JUKI株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JUKI株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

JUKI株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JUKI株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

JUKI株式会社 監査役会  
常勤監査役 寒川 倫成 ㊟  
監査役 竹中 稔 ㊟  
監査役 米山 貴志 ㊟

(注) 監査役竹中稔及び監査役米山貴志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上